

被害の状況などで市税の減免や納付猶予が可能 税に関する支援

1 市民税、固定資産税の減免

個人市県民税は、住宅が床上浸水以上の被害を受け、前年中の合計所得金額が1000万円以下の人の場合、被害の程度や合計所得金額によって減免が受けられます。なお、同一世帯に納稅義務者が複数いる場合は、それぞれ申請してください。

また、固定資産税は、り災証明書で被害の程度が半壊、大規模半壊、全壊と判定された家屋の場合に減免が受けられます。被害の程度によって減免割合が異なります。

● **対象となる税額** 今年度分の個人市民税や家屋の固定資産税で、災害が発生したア・月14日以降の納期にかかる税額

● 申請方法

柳川市税務課、大和・三橋市税務課に、り災証明書（ゆきし可）と印鑑を持つて申請

市民税の問い合わせは市税務課市民税係（ア・844503）、固定資産税の問い合わせは同課固定資産税係（ア・844506）まで。

2 市税の納付猶予

住宅などの財産に被害を受けた納税者は、申請日から原則1年以内の期間に限り、市税を納付することができるといふ認められる金額を限度として、納税を猶予できます。猶予期間中の延滞

金は免除です。

● 申請に必要なもの

り災証明書、印鑑、別世帯の代理人が申請する場合は委任状が必要

申請、問い合わせは、市税課対策課（ア・844602、77・844603）まで。

申請の申し込みは、柳川市子育て支援課、大和・三橋市税務課（ア・844503）まで。

減免の申し込みは、柳川市子育て支援課、大和・三橋市税務課（ア・844503）まで。

子育て、ひとり親世帯などに関する支援

1 保育所保育料の減免

床上浸水以上の被害を受けた世帯は、保育所保育料の減免を受けることができます。

問い合わせは、市子育て支援課子育て支援係（ア・844503）まで。

減免の申し込みは、柳川市子育て支援課、大和・三橋市税務課（ア・844503）まで。

支援課、大和・三橋市税務課（ア・844503）まで。

課にり災証明書を添付して申請してください。

問い合わせは、市子育て支援課子育て支援係（ア・844503）まで。

問い合わせは、市子育て支援課子育て支援係（ア・844503）まで。

問い合わせは、市子育て支援課子育て支援係（ア・844503）まで。

問い合わせは、市子育て支援課子育て支援係（ア・844503）まで。

問い合わせは、市子育て支援課子育て支援係（ア・844503）まで。

2 (特別) 児童扶養手当の特例

災害などで、所有する住宅・家財などがその価格のおおむね2分の1以上の損害（保険金、損害賠償金など）によ

り補充された金額を除く）を受けた人は、その損害を受けた月から翌年の7月までに支給される（特別）児童扶養手当について、所得による半当額の支給制限を受けません。

問い合わせは、市子育て支援課児童扶養手当係（ア・844503）まで。

農業者や漁業者向けの融資や貸し付け農業、漁業に関する支援

農業者や漁業者向けの融資や貸し付け農業、漁業に関する支援

農業者や漁業者向けの融資や貸し付け農業、漁業に関する支援

農業者や漁業者向けの融資や貸し付け農業、漁業に関する支援

農業者や漁業者向けの融資や貸し付け農業、漁業に関する支援